

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、住民基本台帳に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成29年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	00 住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>豊後大野市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、豊後大野市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>豊後大野市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ーア、イ、ウ、エ ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ーア、イ、ウ、エ ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ーア、イ、ウ、エ ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ーア、イ ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ーア、イ ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ーア、イ ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ーイ、ウ、エ ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ーア、イ、ウ、エ ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ーア、イ、ウ、エ ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ーイ、ウ、エ</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により地方公共団体情報システム機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。 そのため、当該事務においては、事務を委任する地方公共団体情報システム機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	(ア)Acrocity住民票、(イ)住民基本台帳ネットワークシステム、(ウ)MICJET番号連携サーバー、(エ)中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル、中間サーバーファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1.番号法第7条、第16条及び第17条</p> <p>2.住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10及び第30条の12</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>2: 情報照会の根拠 住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活課
②所属長	市民生活課長 後藤 貴子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

